

大阪市告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月8日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
城東区第717号線	城東区鳴野西4丁目 59番の3地から 同区同 59番の3地まで	旧	4.55m	2.11m
		新	4.55～ 6.66	2.11

（建設局総務部管財課）